

# (2) 東京一極集中の要因と限界

## 要因：他地域に支えられる首都圏

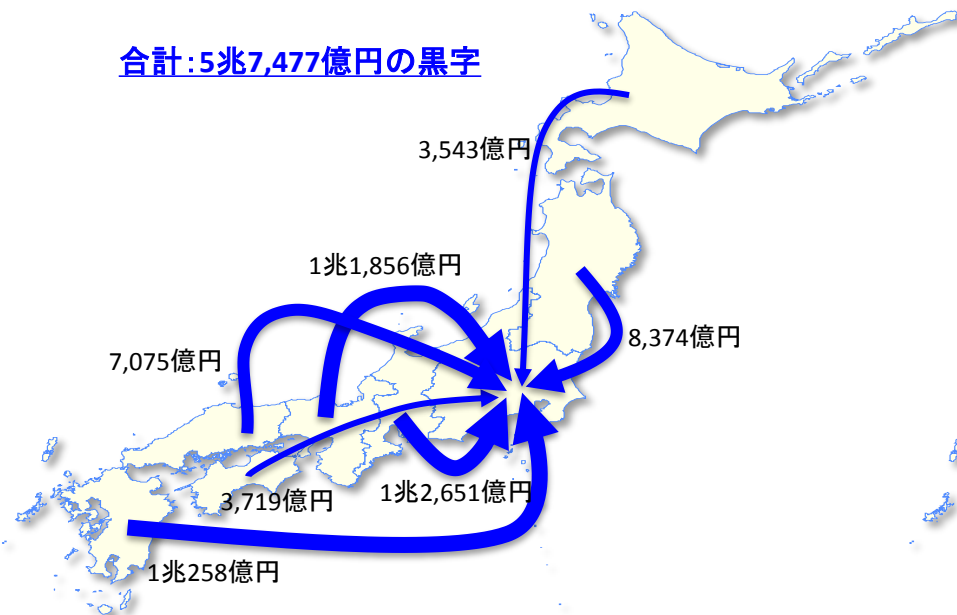
### わが国の地域間産業連関構造①

・地域間の生産波及収支

- ・関東(首都圏を含む)と他地域間の生産波及収支状況を産業部門別にみると、情報サービスでは関東が5兆円を上回る黒字、対事業所サービスでは7兆円を上回る黒字となっている。
- ・これらの産業では、いずれの地域に対しても関東が黒字となっており、産業構造の高度化も相俟って、各地域の需要が関東の産業の生産を誘発する構造となっている。

#### 情報サービスの関東に対する生産波及収支

合計：5兆7,477億円の黒字



#### 対事業所サービスの関東に対する生産波及収支

合計：7兆1,650億円の黒字



(資料) 経済産業省「平成17年地域間産業連関表」

(注1) 生産波及収支：「他地域の需要によって誘発された自地域の生産誘発額」－「自地域の需要が誘発した他地域の生産誘発額」

(注2) 沖縄は九州に含む。

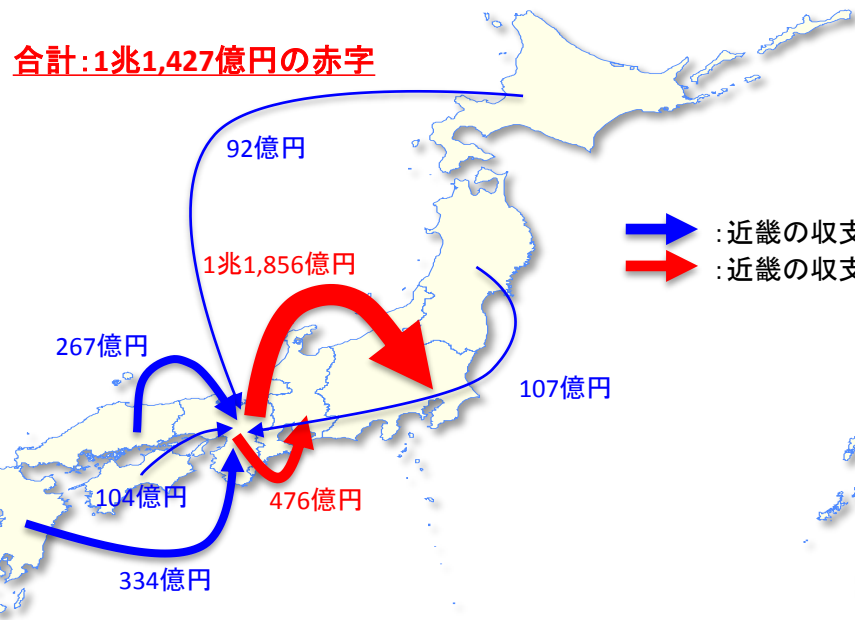
# 他地域に支えられる首都圏

## わが国の地域間産業連関構造②

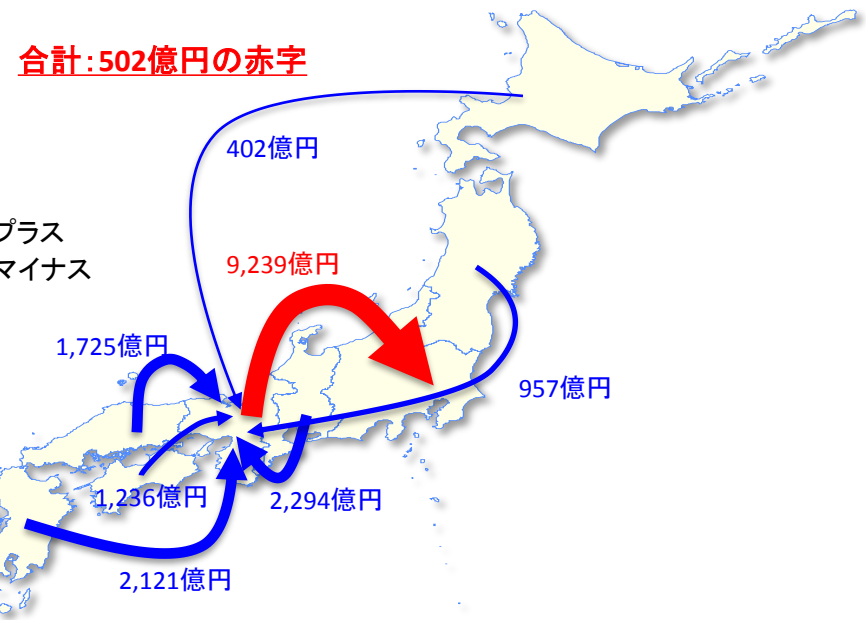
・地域間の生産波及収支

- ・近畿と他地域間の生産波及収支状況を産業部門別にみると、情報サービスでは近畿が1兆円を上回る赤字、対事業所サービスでは500億程度の赤字となっている。
- ・これらの産業では、近畿は関東以外の地域に対しては概ね黒字となっているにも関わらず、関東に対して大きく赤字となっており、合計ではそれに引きずられる形で赤字となっている。

情報サービスの近畿に対する生産波及収支



対事業所サービスの近畿に対する生産波及収支



(資料) 経済産業省「平成17年地域間産業連関表」  
 (注1) 生産波及収支: 「他地域の需要によって誘発された自地域の生産誘発額」 - 「自地域の需要が誘発した他地域の生産誘発額」  
 (注2) 沖縄は九州に含む。

# 東京一極集中が顕著な地方税収

- わが国の現行税制は、企業所得にかかる地方税である法人事業税や法人住民税、また個人所得にかかる個人住民税が、本社機能が多い東京都に集まる仕組みとなっている。東京都の地方税収入には、企業が地方で行った生産活動等から生み出された所得の一部が含まれている。
- 人口一人あたりで見ると、東京都の法人二税の税収額は全国の2.5倍、個人住民税は全国の1.7倍となっている。ちなみに、大阪府の法人二税は全国の1.3倍、個人住民税は全国とほぼ同じ。
- 地方税収の一極集中が東京のインフラ整備を支え、それがさらに人口と企業の集中を加速する。

法人二税と個人住民税の税収(2013年度)

	法人事業税＋法人住民税		個人住民税	
		人口一人あたり		人口一人あたり
全 国	5.0兆円	40千円	11.3兆円	90千円
東京都	1.3兆円	100千円	1.9兆円	150千円
大阪府	0.5兆円	52千円	0.8兆円	86千円

※法人事業税や法人住民税は、各都道府県に対して従業者数比で按分されるため、本社など企業の中核機能が集中する東京都に、各社の税金が集まる。  
 ※個人住民税は所得に定率を乗じたものであるため、本社役員などの企業の高所得層が集まり総所得の大きい東京都は、個人の税金も多くなる。

出所:総務省統計「地方税収入等の都道府県別所在状況」

## 法人所得にかかる税の体系

		税目	税率	都道府県への按分方法
国 税		法人税	所得の30%	---
地 方 税	都道府県税	法人事業税	資本金1億円超の普通法人所得の2.7%～5.3%(※1) 資本金1億円以下の普通法人所得の1.5%～2.9%	従業員数で按分(※2)
		法人住民税	法人税額の5%＋均等割(定額)	
	市町村税	法人住民税	法人税額の12.3%＋均等割(定額)	従業員数で按分

※1:電力、ガス、保険は収入に対して課税。(収入の0.7%)  
 ※2:電力、ガス、倉庫業は固定資産額で按分。  
 鉄道は軌道の延長で按分。  
 銀行、保険、証券は、1/2を事業所数、1/2を従業員数で按分。

出所:総務省ホームページ

# 先進諸国では例外的なわが国の一極集中

## 先進諸国との違い(人口集積比較)

先進諸国の主要都市において人口の集中は一定程度に収束している。

そのなかで日本は、特に首都への人口集中度が高く、第2・第3の都市圏との人口格差も大きい。

## 人口最大都市圏の人口が各国総人口に占める割合



## G7各国における各国人口第1～第3都市圏の人口規模比較(2010年)



# 実行されなかった東京一極集中是正の政策

## ○工場等制限法

1959年の「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」(工業等制限法)、1964年の「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」(工場等制限法)により、大都市圏への集中是正という観点から首都圏だけでなく関西圏にも規制が行われた。

## ○首都機能移転

東京一極集中への懸念から、幾度も首都機能移転に関する議論が行われてきた。しかし、一極集中是正に繋がるような思い切った首都機能移転・分散政策は実行されなかった。

時期	提出された意見や提案・構想	提出された意見や提案・構想の内容
1977年 (昭和52年)	第3次全国総合開発計画	「・・・東京一極集中の要因となってきた首都機能の移転再配置を進めることが国土政策上の重要な課題となろう・・・」
1987年 (昭和62年)	第4次全国総合開発計画	「・・・東京の一極集中への基本的対応として重要、遷都問題については国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討を行う・・・」
1990年 (平成2年)	国会等の移転に関する決議	「・・・国土全般にわたって生じた歪を是正するための基本的対応策として一極集中を排除し、さらに21世紀にふさわしい政治・行政機能を確立するため、国会及び政府機能の移転を行うべきである。・・・」
1998年 (平成10年)	21世紀の国土のグランドデザイン	「・・・政治中心地、経済、文化の中心地を物理的に分離することにより、東京の優位性の相対化を図るものであり、国土政策上、東京一極集中への基本的対応として非常に重要なものである」
1999年 (平成11年)	国会等移転審議会答申	「・・・東京一極集中の是正や災害対応力の強化等の観点から、江戸開府以来400年にわたり国政の中心であった東京の在り方を改めて根本的に問い直すことが求められている・・・」
2003年 (平成15年)	国会等移転に関する特別委員会	「移転は必要だが、3候補地(栃木・福島地域、岐阜・愛知地域、三重・畿央地域(条件付))の中でどの候補地が最適なのか絞り込めない・・・」
2006年 (平成18年)	首都機能移転から道州制への政策転換	・首都機能移転担当大臣のポストが道州制担当大臣へ変更され、首都機能移転の利点が薄くなるともに、各移転候補地で財政問題の顕在化により首都機能移転誘致担当の活動停止が相次ぎ、議論が沈静化。

# 東京一極集中の限界～高まるリスク～

- 首都・東京における自然災害リスクは、他の世界主要都市と比較しても最も高い(関西圏の8倍との評価)。
- 近年では、首都直下型地震の発生による首都中枢機能の停止に留まらず、日本国内外への社会的、経済的な影響等が懸念される。

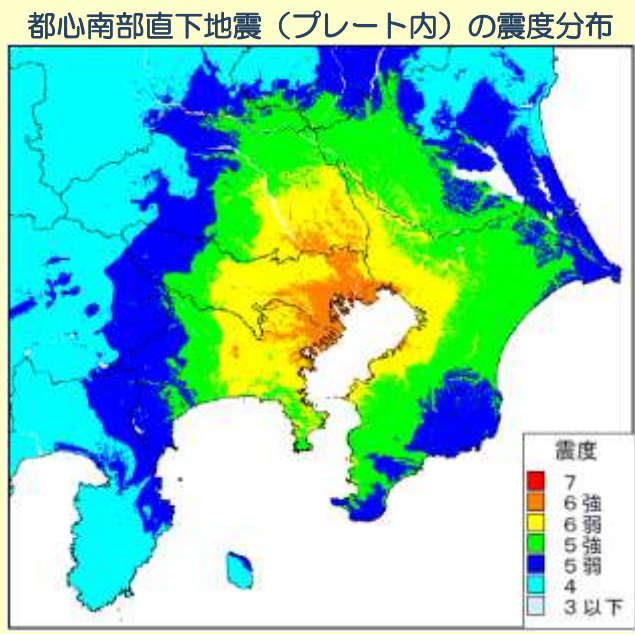
世界大都市における自然災害リスク指数



出典：ミュンヘン再保険会社アニュアル・レポートに基づき内閣府作成

(資料) 内閣府「平成16年度防災白書」

首都直下型地震の被害想定



帰宅困難者数

	人数(人)	割合(%)
1都4県	約640～約800万人	38%～47%
東京都	約380～約490万人	41%～52%

(注1) 4県：茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県

(注2) 割合：自宅のあるゾーン外への外出者に占める帰宅困難者の割合

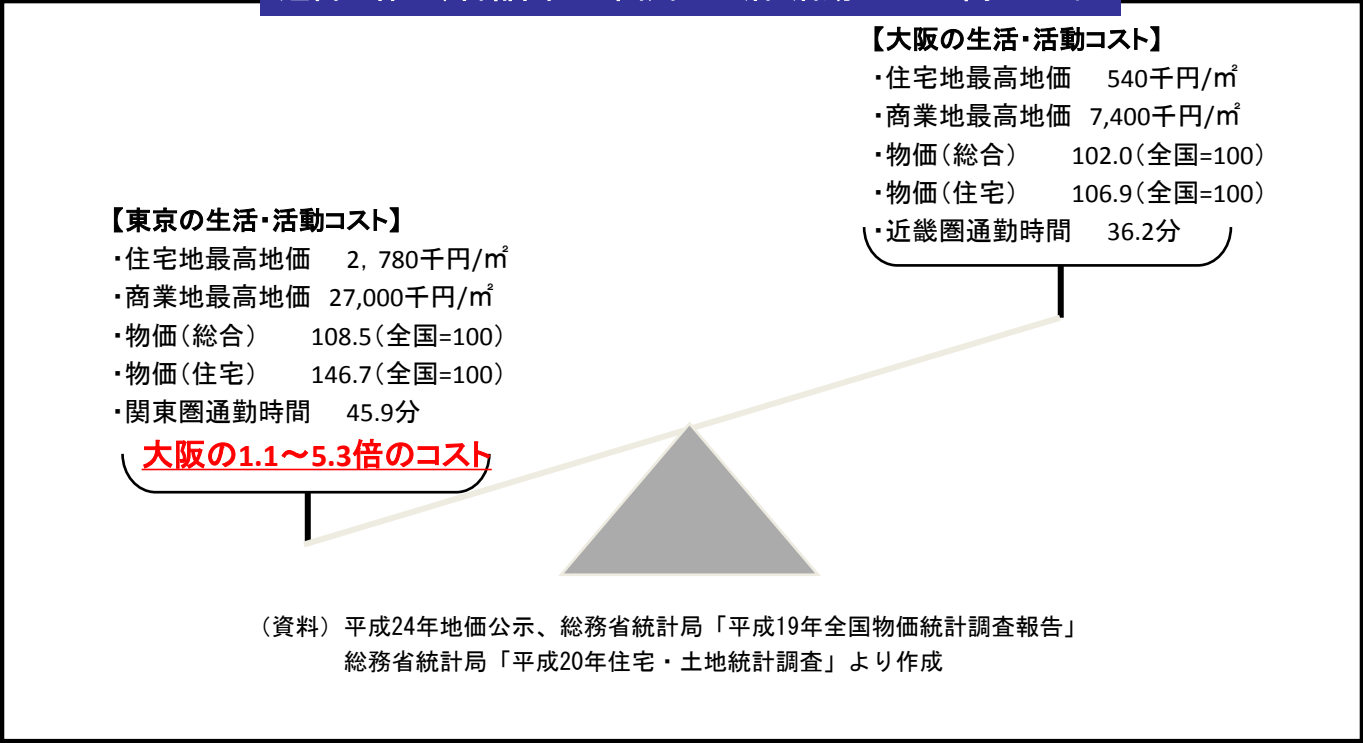
ライフライン被害

種類	被害
上水道	最大約1,440万人
電力	最大約1,220万軒
ガス	最大約159万戸

# 東京一極集中の限界～高コスト構造～

- 首都・東京に人口や各種中枢機能が集中することで、首都圏の生活・活動コストが高コスト化。
- 東京と大阪で比較した場合、東京の生活・活動コストは1.1～5.3倍と高倍率に。大阪以外の地方部と比較すれば、生活・活動コストはさらに拡大するものと推察される。
- 国土構造のあり方を見直すことで、**首都・東京における生活・活動コストの高コスト化が是正**されることが期待される。

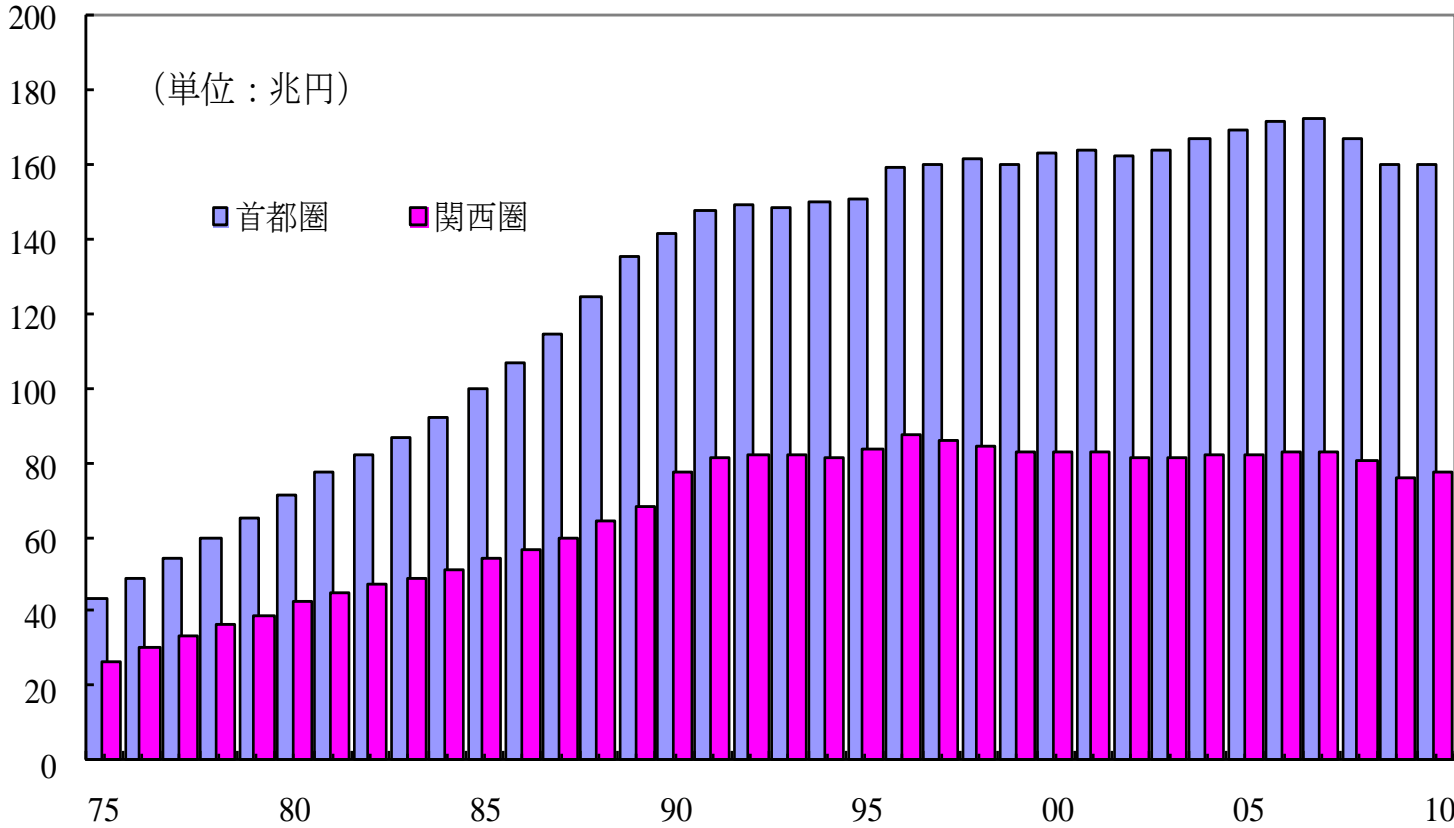
## 過密に伴い、首都圏では国民の生活・活動コストが高コスト化



(資料) 平成24年地価公示、総務省統計局「平成19年全国物価統計調査報告」  
総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査」より作成

# 東京一極集中の限界～横ばいで推移する域内総生産

## 首都圏・関西圏の域内総生産



(注) 首都圏：1都3県（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）  
      関西圏：2府4県（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）  
(資料) 内閣府「県民経済計算年報」より作成